

●香川県告示第427号

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成21年9月1日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名停止等措置要領の一部を改正する要領

香川県建設工事指名停止等措置要領（昭和59年香川県告示第456号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第1条・第3条—第5条・第9条関係）		別表（第1条・第3条—第5条・第9条関係）	
措 置 要 件	期 間	措 置 要 件	期 間
1～12 略		1～12 略	
(独占禁止法違反行為) 13 次の(1)又は(2)の区域内において、業務 に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独 占禁止法」という。）第3条又は第8条第1 <u>号</u> に違反し、工事の請負契約の相手方として 不相当であると認められるとき（次号に掲げ る場合を除く。）。 (1)・(2) 略	略	(独占禁止法違反行為) 13 次の(1)又は(2)の区域内において、業務 に関し私的独占の禁止及び公正取引の確保に 関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独 占禁止法」という。）第3条又は第8条第1 <u>項第1号</u> に違反し、工事の請負契約の相手方 として不相当であると認められるとき（次号 に掲げる場合を除く。）。 (1)・(2) 略	略
14 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は <u>第8条第1号</u> に違反し、工事の請負契約の相 手方として不相当であると認められるとき。	略	14 県発注工事に関し、独占禁止法第3条又は <u>第8条第1項第1号</u> に違反し、工事の請負契 約の相手方として不相当であると認められる とき。	略
15～24 略		15～24 略	

附 則

この要領は、平成21年9月1日から施行する。